

京都府農林水産技術センターにおける公的研究費に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、京都府農林水産技術センター（以下「農林水産技術センター」という。）における公的研究費の取扱に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めたものである。

(行動規範)

第2条 農林水産技術センターにおける、公的研究費の適正な使用を維持し、不正行為の抑止のため、研究員等は次の各号を遵守しなければならない。

- 2 個人の発意で提案された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、京都府及び農林水産技術センターによる管理が必要であるという原則とその精神を認識すること。
- 3 公的研究費は国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、効率的・効果的な使用に努めるとともに、いかなる理由があっても関係法令等を遵守すること。

(定義)

第3条 本要領において「公的研究費」とは、国、独立行政法人、他の地方公共団体、民間企業等から交付・配分される研究資金をいう。

- 2 本要領において「研究員等」とは、農林水産技術センターにおいて研究に従事する職員、事務職員、技術交流者等をいう。
- 3 本要領において「公的研究費の不正使用」とは、公的研究費を、本来の用途以外に使用すること、虚偽の請求により使用すること、その他法令に違反して使用することをいう。

(責任体制)

第4条 農林水産技術センターにおける公的研究費の運営・管理について、最高管理責任者及び統括管理責任者を置くものとする。

- 2 最高管理責任者は、農林水産技術センター長とし、公的研究費の運営・管理に関し最終責任を負うものとする。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針の策定・周知及びそれらを実施するために必要な措置を講じる。
- 3 統括管理責任者は、農林水産技術センターの各部門センター（農林センター、生物資源研究センター、畜産センター、海洋センター）所長とする。統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について農林水産技術センター各部門センターの不正防止対策を統括するとともに、基本方針に基づき、農林水産技術センターの具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンスの推進)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、農林水産技術センターの各部門センター（農林センター、生物資源研究センター、畜産センター、海洋センター）の研究部長とし、次の事項を実施する。

- 一 不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

- 二 不正使用防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。コンプライアンス教育の内容は、研究員等の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。実施に際しては、研究員等に年に一度、受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- 三 定期的に啓発活動を実施する。
- 四 研究員等が、適切に公的研究費の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監事)

第6条 農林水産技術センターにおける公的研究費の運営・管理について監査するものとして監事を置き、総務室長をもって充てる。

2 監事は、次の事項を実施する。

- 一 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について農林水産技術センター全体の観点から確認し、意見を述べる。
- 二 監事は、統括管理責任者またはコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(ルール・職務権限の明確化)

第7条 公的研究費に係る経理については、各公的研究費の定めるルールに準拠し、各部門センター所長が執行状況を適切に把握するとともに、支出・管理の事務手続きについては、京都府会計規則等に則り総務室等が行う。

2 公的研究費に係る事務処理手続きに関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

- 一 全ての研究員等にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。
- 二 ルールの全体像を体系化し、公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究員等に分かりやすい形で周知する。

(誓約書の提出)

第8条 最高管理責任者は、第2条に定める行動規範を遵守することを約するため、公的研究費の運営・管理に関わる研究員等に対し、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス研修受講の機会等において、公的研究費の使用にあたっての誓約書（別紙様式1）の提出を求める。

(内部監査)

第9条 公的研究費の経理に関して、適正な執行を期するとともに、不正使用を防止するために内部監査を行う。

- 2 前項の内部監査について必要な事項は別途定める。
- 3 内部監査を行うものは、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事等と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
- 4 農林水産技術センターは、公的研究費の交付・配分元の機関（以下「配分機関」という。）が行うモニタリングやガイドラインの実施状況調査について協力する。
- 5 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないように徹底する。

（相談窓口の設置）

第10条 公的研究費に係る事務処理手続等に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、相談窓口を農林水産技術センター企画連携室に置く。

- 2 公的研究費の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。

（告発等の受付窓口）

第11条 農林水産技術センターにおける公的研究費の不正使用に関する告発等の受付窓口を農林水産技術センター企画連携室に置く。

- 2 告発を受けた企画連携室は、速やかに統括管理責任者に報告することとする。
- 3 統括管理責任者は、告発の内容の合理性を確認及び調査の要否を判断し、当該調査の要否を最高管理責任者へ報告することとする。
- 4 最高管理責任者は、受付から30日以内に配分機関に報告するとともに、調査の実施に際しては、配分機関と協議しなければならない。
- 5 関係者は、告発者の秘密を保持しなければならない。

（不正調査委員会の設置及び調査）

第12条 公的研究費の取り扱いについて、不正使用もしくは不正使用が疑われる事態になった場合、最高管理責任者は、速やかに不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置しなくてはならない。

- 2 調査委員会の委員は、最高管理責任者を長とし、統括管理責任者及びその他最高管理責任者が指名する農林水産技術センターに属さない第三者で構成する。ただし、利害関係を有する者は選任しない。
- 3 調査委員会は、関係帳票等の調査を行い、不正の有無、内容、関与した研究員等及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定しなければならない。なお、調査の過程であっても、不正事実が一部でも認められた場合には、速やかに認定しなければならない。

（調査中における一時執行停止）

第13条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることができる。

(不正調査の報告)

第14条 調査委員会は、不正使用の事実を認定した場合、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究資金等における管理体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。

3 最高管理責任者は、調査委員会による調査終了前であっても、調査の進捗状況報告を配分機関から求められた際は、速やかに中間報告を提出しなければならない。

4 最高管理責任者は、配分機関から当該事案に関わる資料の提出や閲覧、現地調査等の要求があった場合は正当な理由がある場合を除きこれに応じなければならない。

(再発防止)

第15条 最高管理責任者は、把握した不正発生要因を基に、不正防止計画の見直しと強化を調査委員会に指示し、再発防止に努めなければならない。

(不正使用に対する処分)

第16条 調査委員会の調査により公的研究費の使用に関し不正の事実が認定された場合における処分等については、「地方公務員法」、「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（京都府条例第33号）」等に定めるところによる。

(不正防止計画推進部署)

第17条 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止を図るため、不正防止計画推進部署を農林水産技術センター企画連携室に置く。

2 不正防止計画推進部署は、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認する。

3 不正防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

4 不正防止計画推進部署は内部監査を行うものと連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、農林水産技術センター全体の状況を体系的に整理し評価する。要因の把握にあたっては、各省庁の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に実施上の留意事項として例示されている一般的に想定されるリスクについて評価を行うこととする。

5 不正防止計画の策定にあたっては、第3項及び第4項の意見や評価に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

6 各所属は、不正根絶のために不正防止計画推進部署と協力し、主体的に不正防止計画を実施する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に関し必要な事項は最高管理責任者が

別に定めることができる。

(附 則)

この要領は、令和6年1月19日から施行する。

令和7年8月1日一部改訂

(別紙様式第 1 号)

公的研究費にかかる誓約書

(最高管理責任者)
農林水産技術センター長 様

年 月 日

氏名 (自署)

私は、公的研究費の運営・管理にあたり、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 公的研究費に係る法令、国の通達並びに府の条例、規則及び農林水産技術センターの定める諸規程を遵守します。
- 2 公的研究費の不正使用は行いません。
- 3 規程等に違反して、不正を行った場合は、府や公的研究費の配分機関の処分を受けるとともに、法的な責任を負担することに同意します。

以上